



発行所 岡垣町役場
 責任者 岡垣町長 俵口静江
 印刷所 大和印刷所
 電話 東郷 27番

新生活運動

新生活運動の意義については六月号に書いたので、今月は
 一、主な目的

①新しい人づくりをめざす運動である。
 新生活運動は国民の一人一人が、正しい生活意識にめざめ、変り行く新時代に即応した新しい生き方をつくりだす運動である。

②豊かな家庭生活をきつくりだす運動である。
 われわれの生活の基盤は家庭にある。個人の幸福を追求することも結局は豊かな家庭生活をきつくりだすことである。

③実施の場所
 道路、河川、溝、公園、公民館、駅、バス停、観光地などの公共の施設、場所とする

④実施の方法
 一、公民館を中心に関係機関その他と十分協議を行い、実施計画を立て計画的に実施すること。

⑤清掃班の編成
 一、班員を決める(清掃の場所やその他団体等を考えて)
 二、班長を定めて指導に当り規則的団体行動をする。
 三、必要な用具を準備する(自宅から持参)

⑥行事のもち方
 一、定刻集合(約一時間程度)
 二、国土美化の歌(この街、この海、この山を)合唱。
 三、班長あいさつ(主旨及び実施計画について)
 四、清掃活動。
 五、終了、集合、あいさつ、解散。

⑦早朝清掃日とは
 「町を美しくする運動」の一環として、本年九月一日を期し、県下一斉に最寄りの公共の場を集団奉仕による清掃活動を実施し、これをおし

⑧住みよい社会生活をつくりだす運動である。
 真に個人の幸福な生活は、社会或いは職場生活の中で、自己の確立があつてはじめて求められるものである。

⑨行事のもち方
 一、定刻集合(約一時間程度)
 二、国土美化の歌(この街、この海、この山を)合唱。
 三、班長あいさつ(主旨及び実施計画について)
 四、清掃活動。
 五、終了、集合、あいさつ、解散。

⑩議案だより
 第二回定例町議会を六月二十三日、午前九時四十分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を可決した。

議案第五五号
 岡垣町農業共済条例の一部を改正する条例
 可決
 この議案は、農業共済の掛金を十五円を二十円に引上げ、災害共済金の増額を図るためである。

議案第五六号
 昭和三十八年度炭坑離職者緊急就労対策事業、戸切白谷線道路改良工事請負契約について
 満場一致で可決。
 この議案は、戸切白谷線の改良工事で、契約金額四八三万円で小西建設株式会社と契約をした第二回定例町議会は、四時十分閉会した。

議案第五七号
 第七回臨時町議会を七月六日午前九時、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を可決した。
 議案第五七号
 岡垣町国民健康保険条例の一部を改正する条例
 満場一致で可決。
 この議案は、国民健康保険条例の所得割課税率を1/100を1.7/100に改めた。
 第七回臨時町議会は、午前十一時に閉会した。
 第八回臨時町議会を七月二十三日、午前九時四十分、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を可決した。

議案第五八号
 不動産の取得について(三吉地区県営住宅用地の追加買収)可決
 この議案は、三吉地区に県営住宅を誘致するため、前回に引続き、区画の整理上追加買収一、六〇〇坪購入するため。
 議案第五九号
 昭和三十八年度産米がい算金支払いに対する田植つなぎ資金の利子補給について。
 可決
 この議案は、長雨のため、農家は田植資金がないため、三十八年度産米の概算金を一カ月早く農協より借用、その間の利子補給八万円を援助するものである。
 議案第六〇号
 都市合併推進委員の選出について。
 この議案は、北九州市と合併を推進するため、次の委員を選任した。

平井 政秀
 田原 繁城
 河原 安八
 太田 金平
 梶原 伝吉
 広波 松雄

議案第六一号
 農業委員会委員の選任について。
 この議案は、農業委員会法第一二条、第二項の規定により、議会の推選委員、次の三名を選任した。

内 浦 長畑 保
 元松原 広渡 松雄
 海老津 木原 善次

議案第六二号
 県道海岸道路建設のため、防風保安林伐採承認について。
 可決
 この議案は海岸道路(若松一芦屋(福岡線)建設により、吉木字十王堂より内浦の間は防風保安林内を通過するため、保安林伐採について議会の承認を求めた。
 議案第六三号
 期末手当の支給について。
 可決
 この議案は、本町町長以下職員に、昭和三十八年度上期期末手当

(二頁へ続く)

当を給料月額の一八割で議会の承認を求めた。

期末手当の支給について。

この議案は、本町、議会議員に昭和三十八年度上期期末手当を報酬月額の一八割で議会の承認を求めた。

第八回臨時町議会継続議会は七月二十七日、午前十一時半に閉会した。

第九回臨時町議会を八月八日午前九時、岡垣町議会議事堂に招集し、次の議案を可決。

議案第六五号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

この議案は、山形利雄氏任期満了により、後任者、高山丑松氏を選任した。

議案第六六号 町有道路の廃止について。

この議案は、旧高陽鉱業所内の町有道路二五三坪を廃止し、石炭鉱業合理化事業団所有地の西山田産業道路一、一六〇坪と交換するものである。

議案第六七号 山林看守人の委嘱について

この議案は、県行造林看守人太田孫一氏が辞任され、その後任者として、湯川 吉田茂氏を選任した。

議案第六八号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部を改正する規約の制定について。

可決 この議案は、消防法の一部改正により、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の規約の一部を次のように改正した。

一条、豊前市の次に中間市を加えた。

二条、消防作業に従事した者が災害にあった場合にも災害補償の適用を受ける事になった。

第九回臨時町議会本会議は、午後一時十分に閉会した。



計量器の定期検査について 計量法の目的である計量の安に検査があります。取引証明全確保は計量器の正確さにあ用に使してある計量器は必ずその正確さの維持のため、九月中旬取引証明用のはなりになっておりますので一台のかり、長さ計、ます等を対象もれもなく受検しましょう。(経 済 課)

射撃場即時撤去を 才九回臨時町議会で決議

米軍射撃場の誤射、誤投下が相次ぎ、人命尊重の立場から、八月一日付で岡垣町長と町議会議長名を以って、十四項目にわたる、嚴重なる抗議書を、福岡防衛施設局長、防衛庁長官、米軍板付、岩国兩基地司令官に達した。八月八日町議会で議員提案による、射撃場撤去の決議がだされ万場一致で次の決議書を議決した。

昭和三十八年八月八日

右議決書を八月九日、町長、議長、副議長、占部、川原議員で福岡防衛施設局長、及び板付基地司令官へ手渡した。又八月十七日付をもって、県議会へも即時撤去の請願書を提出した。

決議書

岡垣射撃場は設置以来十数年

元軍人・軍属の有期傷病 恩給の再審査請求について

昭和二十八年法律第一五五号

附則第二十二條第一項の規定による有期の傷病恩給受給者は、

第二回目の給与終期が昭和三十一年三月三十一日となっているが、この期限満了の六カ月前までに傷病疾病が回復しない場合には、昭和三十八年十月一日以降、昭和三十九年三月末日までの間に再審査請求の手續きをする事となるので、その手續き上の注意事項、及び追加された添付書等について厚生省から通知があったからお知らせします。

なお従来の再審査請求と異った点がありますので間違いないよう留意下さい。

再審査請求に必要な書類

- 1、再審査請求書
- 2、恩給診断書
- 3、症状経過書
- 4、恩給(年金)証書写
- 5、再審査請求に関係のある事項についての申立書
- 6、再就職に関する申立書(第七項症該当者)
- 7、旧恩給診断書(写)(前回の再審査請求時のもの)
- 8、生計関係申立書(第七項症以上のもの)
- 9、戸籍謄本(第七項症以上のもの)
- 10、レ線フィルム(胸部疾患の者は症状のいかんをとわず添付すること。)

○印は新たに追加された書類各一部あて、直接左へ送付すること。

社会福祉協議会へ 香典返しとして寄附

故二村武夫氏(五十四才) 昭和三十八年八月五日死去の香典返しとして

二村トキエ氏より寄附

東京都千代田区霞ヶ関二の二 総理府恩給局長

一、該当者の範囲と請求時期 前回再審査請求の結果、有期恩給の裁定をうけ、現在受給中のものの期限満了の時期は一律に昭和三十九年三月であるから、この期限満了の六カ月前までに傷病疾病が回復しない場合には、昭和三十八年十月一日以降昭和三十九年三月末日までの間の某時期の症状を明らかにした恩給診断書により、再審査請求の手續きをする事となる。

したがって該当者は昭和三十八年十月一日以降、なるべくすみやかに恩給診断を受け、所定の手續きをする事。

二、請求書に添付する書類 所定の書類以外に別紙「再審査請求に係る事項についての申立書」(役場にありますが)を添付すること。

日本脳炎に御注意 蚊の駆除をしましよ

この申立書は恩給局が裁定の際に金額の決定、または重複裁定を防止するため必要なものであるから、事前に用紙を県主務課で判明している事項を示して配布する。

なお第七項該当者は、再就職申立書を添付のこと。また恩給証書はその写でよいこと。

三、症状経過書の作成

1、前回の再審査請求時から今回の請求にいたる間の症状の経過・就業・生活の状態を記載する。なお、経過中症状の増悪、または新たな症状が発生したものについては、その経過を年次をおって詳細に記載すること。

2、経過中医療をうけたり、入院したものは、そのときの診療録の写、レ線フィルム等を添付すること。

四、恩給診断書の作成

1、原因経過欄(特定3病の新様式にあつては⑦⑧⑨の欄)の記事は一般に省略してよい。

(三頁へ続く)

ただし、前回裁定の給与始期(昭三四、四以降)が増悪するか、または新たな障害(兼発、転症)の発生があったものについては、その増悪、発生の時期とその後の経過を簡明に記載すること。

2、現症において前回裁定以後障害が高度に増悪したり、あるいは新たな傷病や症状の発生があるものについては、その増悪、または発生の原因等を明らかにした医学的所見を追記するとともに、それを裏付けする資料(レ線フィルム検査、成績表等)を添付すること。

3、現症の誤診、脱漏を防止するため、なるべく前回請求時の診断書の写、今回請求するための症状経過等を診断医師に提示せしめるのがよいこと。ただし診断書は実診にもとづいて作成するものであるから前回の診断書をそのまま複写するようなことがないよう注意すること。

4、胸部疾患については症状のいかんを問わず、かならずレ線フィルムを添付すること。

5、前回請求時の診断書の控があるものはなるべくその写を添付すること。

高血圧

高血圧の養生法

高血圧は、いったん血圧が高いことがわかったら、その後の全生涯にわたって続く病気で、一生生涯養生を怠ってはならないことを先ず認識すること。

それと薬物療法、その他で血圧が低くなると、これでなおつたものと考え人が意外に多いが、それは、全治したのではない、血圧が普通の人と変わらない値になったというだけのことです。

養生法を列挙すると
(イ)なるべく暖かい部屋に住む

寒い時は血圧が高くなる。冬は厚着や、マフラー、かいる等の保温に工夫をする。

(ロ)気温が急激に変わらぬよう注意

暖かい部屋から寒いところに出ると、血圧が急に上がるから、便所で冷える場合はしびんで取る等する。

(イ)過ぎることはさけること
過食、過飲、過労、あるいは余りにも仕事に熱中する等はさけたがよい。

(ニ)急に走る、おこる、気ぜわしくすることはさける
(ホ)睡眠を十分に取る

次に食事療法——高血圧の養生法のうち、食事療法が最も重要。

塩けをとらないよう

いままで食事療法として、断食療法、牛乳と果物で過ごす方法、なま水を多量飲む方法等が宣伝されたが、学問的には食塩の制限が殆んど唯一の方法。

太りすぎは危険

高血圧の治療の目標は、このため起こる卒中、心臓病、腎臓病などを予防することだから、食事療法も卒中や、心臓病の予防を目標にしなければならぬことは当然。

そこで第一に問題になるのは肥満。

統計によれば、肥満体の人は卒中にかかりやすい。生命保険でも一定額以上加入するときは、体重、身長、胸囲をはかり、肥満体の人はとらないことは御承知のとおり。

肥満することは、親ゆずりの遺伝因子によるものが多く、肥満体をやせさせることはむづかしいが、肥満体の人の体重をへらすことは、少なくとも中年過ぎから起こる心臓病の予防的な効果があり、又卒中発作にも見まわれる率を少なくする。

肉食と脂肪食は程度に

動物性脂肪を多量とすることは動脈硬化を促進させるので、高血圧には有害ですが、タンパク質は何ら害がないし、健康維持には必要ですから、脂肪性の少ない魚類や、植物性脂肪の方が無難です。

米のとりすぎはいけな

米を多くとる地方は短命で、個人的にも米の大食家は短命といわれるが、米そのものにはなら有害分はなく、結局栄養のかたよりとビタミン不足が悪いということになる。

米をとりすぎたため、何が起るかといえ、それは主として血液内の中性脂肪が多くなりそれが皮下脂肪となって沈着し肥満することです。その上タンパク質の攝取量が少ないと、いつも空腹を感じ、よけい米を食べ、身体はますます太る結果になる。それと米を多食すると、

生野菜はもっと多くとるよう

新鮮な果実、麦、そば、とうもろこし等の雑穀をとり、海藻類も調理に加えること。

最後に

生活態度を正しくし、衣食住にわたって最も合理的でありたい。濫りに精神浪費はこんな病気を悪化させる素となる。

東大講師、大島研三先生著より加藤健次先生監修



夏季

農産物品評会

岡垣町青年団主催で、七月十三、四日夏季農産物品評会を行いました。本年は長梅雨で品質が心配されたが、出品点数は少なかつた割に品質は優秀

町長賞 花田 紀	ナス	元松原	野田伊勢男	インゲン
小野達夫	胡瓜	東黒山	廣渡義孝	茄子
一等賞 太田 晃	鶏卵	吉木	辻トミヨ	胡瓜
麻生正行	ピーマン	吉木	三賞 本田文雄	ゴボウ
吉田主税	インゲン	新松原	篠原寛治	鶏卵
野田伊勢男	玉葱	糠塚	川原平右衛門	茄子
廣渡健児	南瓜	元松原	太田善久	花
二等賞 門司政信	鶏卵	吉木	神谷陽子	三太郎桃上畑
廣渡正樹	玉葱	新松原	花田高範	胡瓜
吉田 登	馬鈴薯	吉木	廣渡義孝	ピーマン
吉田忠重	南瓜	吉木	石橋 武	茄子
上部 満	トマト	糠塚	辻 正照	胡瓜
			早川 隆	菊
			長知有平	玉葱
			吉田 昭	内浦
			藤岡末治	鶏卵
			田中光男	茄子
			梅野 実	玉葱

公民館対抗

卓球大会

八月四日岡中講堂で公民館対抗卓球大会を挙げる。

室内競技ながら、汗を流し、若人の血を沸かせた。

個人戦では二七名出場

- 優勝 東海老津 重富英雄
- 二位 海老津 田中善次郎
- 三位 元松原 廣渡正彦
- 四位 内浦 宮内日出男

女子は東海老津一チームだけが出場に対抗者なく引き揚げたのは残念だった。

公民館対抗

野球大会

優勝 内浦

准優勝 吉木

第十二回公民館対抗野球大会は、去る七月十四日、二一日、二八日の各日曜日、岡中、吉木校の校庭で開催、幸い日和に恵まれたが真夏の炎天下で、二区の手、応援とも真黒になり覇を競う。

◎一回戦 (十四日)

- 海老津、12-5 上畑
- 内浦 7-2 百合野
- 西黒山 5-3 元松原
- 三吉 3-1 戸切
- 新海老津 5-4 手野
- 上海老津 6-4 原
- 糠塚 3-1 野間
- 東海老津 6-4 東黒山
- 東山田 6-2 高倉
- 吉木 8-5 高陽

◎第二回戦 (二一日)

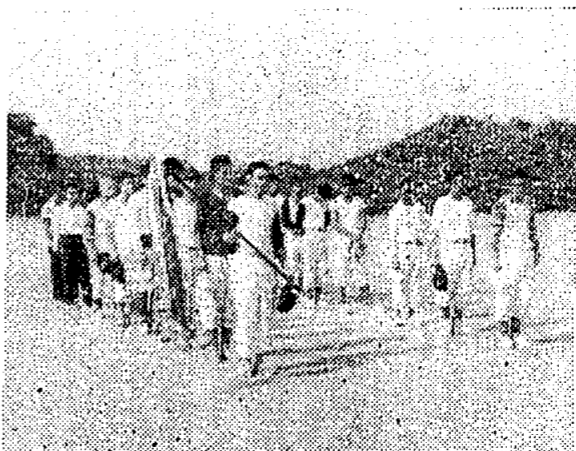
- 内浦 7-0 海老津
- 新海老津 7-0 西山田
- 上海老津 6-5 糠塚
- 内浦 3-0 西黒山
- 新海老津 5-0 三吉
- 東海老津 8-2 上海老津
- 吉木 6-4 東山田

◎第三回戦 (二八日)

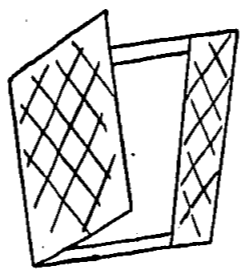
- 内浦 7-5 新海老津
- 吉木 3-2 東海老津

◎優勝戦 (二八日)

- 内浦 6-4 吉木



契約と書面



「約束はしたが書面を作らなかったからしかたがない」と言われるのはしばしば耳にしますが、口だけの約束はなんの効力もないものでしょうか。また、契約のときに書面をつくるということはどういう意味をもっているのでしょうか。

契約は、当事者の意思が合致して成立しますから、契約の書面を失っても作らなくてもその効力には変わりありません。もっとも、自分のものを他人に贈与するといふ契約だけは、書面がなければあとで取り消せることになってしまいますが、これは例外で、口約束も契約としての効力には変わりはないというのが現在の法律のたてまえです。しかし、契約のとき書面を作るのと作らないのでは実際上は大きな違いがあり「書面がないからしかたがない」という考え方は、多くの人々の体験にもとづく実感

を語っているともいえます。契約書を作ることによって当事者は契約ができたこととその内容を互に確認することができ、また、当事者間で合致ができたつもりでいても、実は自分と相手の考えていることが大きく異なっていることが珍しくありませんが、契約書はそのような間違いを防ぐのに役立つでしょう。さらにまた、人間の記憶はあまりたよりにならないもので、契約した当時はよく覚えていても、時間がたつうちに自分に都合の悪い約束は忘れてしまふ傾向がありますし、本当は忘れていなくても、書面がないのを幸に知らない振りをする人も無い訳ではありません。

契約書が果す大きな役割は、後日それが契約の証拠となることです。その契約をめぐる争いが起こった時に、はっきりした契約書があれば、早く解決がつかし、その争いが訴訟になった場合は、契約書は証拠として法廷に出され、裁判に重要な役割を果たします。こうした書面の証拠がない場合には、その他の証拠、例えば証人の証言によって契約のあったことを証明しなければなりません。その手続は書面の証拠のように簡単ではありません。然も証言は人間の記憶の不確かさから、その他の原因によって意識的或は無意識的にゆがめられ易いし、これによって本当のことを証明するのはなか／＼困難なこともあります。その点書面ならば時間が経過しても一般に信頼ができ、契約について簡単に、直接的な証明が出来る訳です。

契約書はこのように大きな役割を果たしますから、重要な約束をする場合には、必ず書面に書いてとりかわしておくことが大切です。尚折角契約書が作られても、その内容を明確に、誤解の生じないようにしておかなければ十分に役割を果たすことができませんから、良く注意して作ることが必要です。例えば家の建築の請負を約束する時はどのような材料を使ってどのような家を建てるかを明確に契約書に書き、又、設計が変更になった

場合や別途の工事が追加されたような場合には、その内容や金額を書面に明らかにしておけば出来上がった後において、こんなはずではなかったと争うような事にもならないで済む訳です。契約の当事者が書面を作るとは、商取引を除けば一般人の間ではあまり行われておりません。それは書面を作るのはめんどうだし、相手を信用してはいないと思われたく無い為が多いようです。又逆に相手が作った書面に内容をよく読まないで印を押し後であわてる人も少なくありません。

相続税、譲渡所得について

相続税は相続または遺贈により財産をもらった場合にかゝります。相続税は死亡後6カ月以内に申告して納税することになっています。然し誰でも申告するというわけではありません。相続した財産の価額が相続人1人の場合は250万円以上 2人の場合は300万円以上 3人の場合は350万円以上（以下相続人1人増す毎に50万円を加えた金額以上）の方であります。

譲渡所得は、土地家屋車輛、船舶、機械、借地権等の資産を譲渡（交換、公売、贈与、法人に対する出資等）した場合の所得であります。

譲渡所得のある方は、他の給料、営業所得等がある場合は、その所得と合算して、譲渡した翌年の3月15日迄に所得税の申告をして、納税することになっています。

なお、相続税、譲渡所得の計算方法等詳しいことについては、税務署係までお尋ねになれば、充分御相談に応じるよう致しておりますので、御慮なく、税務署係までお尋ね下さい。